

	質問	回答
補助対象者	市外に本店があるが、対象となるか。	本市に本店を置く法人等を対象としているため、対象外です。
	NPOで活動しているが補助対象者になるか。	NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人等は対象外です。法人の場合の補助対象は、鹿児島市中小企業振興基本条例(令和4年条例第9号)第2条第1項に定める中小企業者が対象となります。
	過去に本補助金の交付を受けたことがあるが、補助対象となるか。	同一事業で過去に本補助金の交付を受けたことがある場合には対象外です。交付を受けたことがある事業ではなく、他の要件を満たす場合には応募可能ですが、事業内容が交付を受けたことがある事業と同様であると認められる場合には対象外となります。
	調達資金が目標額に到達しない場合でも申請した事業と同額・同規模の事業を実施する必要があるか。	調達した資金額に応じ、事業費や規模を縮小することは問題ございません。ただし、取り組む内容については寄附者は取り組む内容に共感して寄附を行っていること、また、本補助金の対象事業者の選定時に「解決したい課題」や「事業の内容」について審査を行っているため、応募時と著しく異なる内容での実施は補助の対象となりません。
補助対象事業	どのような事業が選定されるのか。	取り組む課題への明確性や必要性、応募事業が課題に対する解決方法として有効であるか、広く共感を得られる内容か、寄附集めの姿勢などを総合的に勘案した上で選定を行います。
	対象となる事業は「鹿児島市」の課題解決に繋がる事業であるか。	本補助金の趣旨が地域課題の解決を目指す事業者の経営基盤の強化を目的としたものであることから、解決する「地域課題」が必ずしも本市に限定したものである必要はございませんが、本市の補助金及び本市のふるさと納税を活用する以上、本市においても地域課題として解決すべき事業であることが求められます。
	過去にどのような事業が選定されているか。	令和7年度の選定事業者について本市ホームページで公開しておりますのでご参照ください。 <令和7年度鹿児島市地域課題解決ビジネス支援事業補助金> <a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/san-sousyutu/sougyou-startupshien/chiikikadaikaiketubusinesshojyokin.html">https://www.city.kagoshima.lg.jp/san-sousyutu/sougyou-startupshien/chiikikadaikaiketubusinesshojyokin.html</a>
補助対象経費	人件費は対象となるか。	経営基盤の強化に係る人件費は補助対象経費となります。
	対象外となる経費はあるか。	慶弔費、懇親会費、食糧費、租税公課、金融機関への振込手数料等は対象外となります。
	他の補助金を受けている場合、対象となるか。	国、県又は市等から経費の一部に対し、補助金等の交付を受けている場合はこれらの補助金等を控除した額が補助対象経費となります。ただし、国等の制度に基づき、事業自体が国等の支援を受けている事業は対象外となります。
	補助事業について、対象経費の不足分を自身でクラウドファンディングなどを利用して資金を調達してもよいか。	可能です。
	寄附集めに係る経費は補助対象経費となるか。	寄附集めに係る費用は補助対象経費となりません。寄附集め後に補助金の交付決定を受けた日以降に支払った経費が補助対象経費となります。
寄附集め	活用するふるさと納税はどのように選択するのか。	本補助金においては、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した場合には限度額300万円、企業版ふるさと納税を活用した場合には限度額750万円となっています。取り組む事業の規模等を勘案して選択して応募してください。なお、活用するふるさと納税制度は応募時の希望に基づき、審査結果による点数の高い順に決定しますのでご希望に沿えない場合がございます。
	寄附集めは市が行うのか。	本市でも寄附集めに際し、チラシの作成やSNS等での周知広報を行います。寄附集めの主体は事業者であり、事業者において積極的に営業活動を行っていただきます。
	クラウドファンディング型の返礼品は事業者が用意するのか。	返礼品は市が用意したものを寄附者に選択いただきます。また返礼品の発送費用やポータルサイトへの掲載費用は市の負担となります。
	ふるさと納税で調達した資金は全て補助金として交付されるのか。	補助対象経費として認められる費用が調達額を上回る場合には、補助金として交付されます。ただし補助限度額を超えた分については市への歳入として活用させていただきます。

	質問	回答
補助対象者	市外に主たる事務所があるが、対象となるか。	本市に本店を置く法人等を対象としているため、対象外です。
	補助対象者となりうる法人はどのようなものか。	公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益社団法人、一般社団法人又はNPO法人が対象となります。
	地域の商店街等の成長を支援する法人は対象となるか。	市内全域の事業者を支援対象としていることが要件となります。
	過去に本補助金の交付を受けたことがあるが、補助対象となるか。	対象となります。
	調達資金が目標額に到達しない場合でも申請した事業と同額・同規模の事業を実施する必要があるか。	調達した資金額に応じ、事業費や規模を縮小することは問題ございません。ただし、取り組む内容については寄附者は取り組む内容に共感して寄附を行っていること、また、本補助金の対象事業者の選定時に「解決したい課題」や「事業の内容」について審査を行っているため、応募時と著しく異なる内容での実施は補助の対象となりません。
補助対象事業	どのような事業が選定されるのか。	法人の目標達成による起業家成長の期待度や取組としての有効性、広く共感を得られる内容か、寄附集めの姿勢などを総合的に勘案した上で選定を行います。
	過去にどのような事業が選定されているか。	令和7年度の選定事業者について本市ホームページで公開しておりますのでご参照ください。 <令和7年度鹿児島市地域課題解決ビジネス支援事業補助金> <a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/san-sousyutu/sougyou-startupshien/chiikikadaikaiketubusinesshojyokin.html">https://www.city.kagoshima.lg.jp/san-sousyutu/sougyou-startupshien/chiikikadaikaiketubusinesshojyokin.html</a>
補助対象経費	人件費は対象となるか。	経営基盤の強化に係る人件費は補助対象経費となります。
	対象外となる経費はあるか。	慶弔費、懇親会費、食糧費、租税公課、金融機関への振込手数料等は対象外となります。
	他の補助金を受けている場合、対象となるか。	国、県又は市等から経費の一部に対し、補助金等の交付を受けている場合はこれらの補助金等を控除した額が補助対象経費となります。ただし、国等の制度に基づき、事業自体が国等の支援を受けている事業は対象外となります。
	補助事業について、対象経費の不足分を自身でクラウドファンディングなどを利用して資金を調達してもよいか。	可能です。
	寄附集めに係る経費は補助対象経費となるか。	寄附集めに係る費用は補助対象経費となりません。寄附集め後に補助金の交付決定を受けた日以降に支払った経費が補助対象経費となります。
寄附集め	寄附集めは市が行うのか。	本市でも寄附集めに際し、チラシの作成やSNS等での周知広報を行いますが、寄附集めの主体は事業者であり、事業者において積極的に営業活動を行ってきていただきます。
	ふるさと納税で調達した資金は全て補助金として交付されるのか。	補助対象経費として認められる費用が調達額を上回る場合には、補助金として交付されます。ただし補助限度額を超えた分については市への歳入として活用させていただきます。